

<<目次>>

1. 消費者機構日本 10周年記念事業の企画のご案内
2. 消費者機構日本第 10 回通常総会と記念企画のご案内(第2次)
3. 株式会社 THINK フィットネス(フィットネスクラブ等運営会社)から会則を是正するとの回答を受領し、合意を締結しました。
4. 商品先物取引における不招請勧誘禁止緩和に反対する意見を提出
5. 全国適格消費者団体のホームページより <4月1日~4月30日分>

1. 消費者機構日本 10周年記念事業の企画のご案内

○消費者機構日本の設立から今年9月で10年となります。10年目の節目の年にこれまでの活動の成果を広報し、集団的消費者被害救済制度を活用できる団体を目指すことを内外に示すため、次の事業を実施します。

1. 会員向けのアンケート実施
2. 10周年記念映像制作
3. 記念レセプションの開催
4. 一般消費者向け連続ミニセミナーの実施

1. 会員向けのアンケート実施（5月実施）

○今までの活動への評価や今後の進め方などについて個人会員、団体会員向けにメールでのアンケートを実施します。このアンケートをもとに、10周年記念事業の企画、会員拡大等に活用します。

今月、第10回総会のご案内とともに送付しますので、総会出席回答と併せてご返送いただきますようお願いいたします。(5/28 締切)

2. 10周年記念映像制作（9月完成予定）

○10年間にわたる消費者機構の活動の成果をまとめ、活動内容や役割について、わかりやすく紹介した映像（DVD等）を制作します。映像は、ホームページでの視聴、You Tube等にアップロード（映像の一部）、セミナーでの上映などに使用し、当機構の広報と活動資金を募る目的で活用します。

3. 記念レセプションの実施（9月17日実施予定）

○10年目を迎える9月に、会員と活動にご協力いただいた皆様をお迎えして、記念レセプションを行います。日時、場所等は次の通りですが、詳細は別途ご案内いたします。参加をご予定くださいますようお願いいたします。

日 時：9月17日（水） 18：00～20：00

場 所：主婦会館プラザエフ 9階スズラン
参加費：1,000円（予定）

4. 一般消費者向け連続ミニセミナーの実施（来年2月頃）

○差止請求事例集の事例をもとに、3回シリーズのミニ学習会を実施します。一般消費者向けに消費者被害に遭わないようするための啓発セミナーとします。あわせて消費者機構日本の活動紹介と情報提供、会員加入の呼びかけを行います。詳細は年末頃にご案内いたします。

時期：2月頃（年代により曜日・時間を変更）、1時間程度

場所：主婦会館プラザエフ 5階会議室（50名程度）

内容：①20代～30代向け（平日夜）

（予定） 海外留学あっせん、結婚式場、美容医療、通信役務

②30代～40代向け（土曜日午前）

結婚相手紹介、金融商品、建築請負、不動産賃貸

③40代以降（平日午前）

探偵調査、消費者向けローン、有料老人ホーム、スポーツクラブ

参加費：無料

2. 消費者機構日本第10回通常総会と記念企画のご案内(第2次)

《協力会員・賛助会員の皆様へ》

○すでに、前号にて第1次のご案内をさしあげているところですが、来る6月14日（土）に消費者機構日本第10回通常総会と総会記念講演会を下記要領で開催いたします。

協力会員ならびに賛助会員の皆様に、私どもの活動状況をご報告申し上げ、併せて、消費者団体訴訟制度のこれまでの成果を確認するとともに、「消費者裁判手続特例法」の概要と同法施行にむけての準備状況を確認し、消費者団体訴訟制度の将来像をともに考えあう機会といたしますので、皆様のふるってのご来場をお待ちしております。

総会傍聴ならびにシンポジウム参加のお申込みは、本レターの最終頁に「傍聴・参加申込書」を添付しますので、必要事項を記入し、消費者機構日本事務局までご送付をお願いいたします。

第9回通常総会の傍聴のご案内

1. 日 時 2014年6月14日（土）
13時00分～14時00分
2. 会 場 弘済会館 4階 「蘭」
住所：東京都千代田区麹町5-1
3. 議 案
（審議事項）
第1号議案 2013年度事業報告承認の件
第2号議案 2013年度決算承認の件
第3号議案 役員選任の件
（報告事項）
（1）2014年度事業計画
（2）2014年度予算

【会場最寄り図】



総会記念講演会のご案内

1. 日 時 2014年6月14日(土) 14時30分～16時45分
2. 会 場 弘済会館 4階 「蘭」(上記総会会場と同じです。)
3. 参加費 無料
4. 次 第
 - 14:30～14:35 [開会挨拶]
 - 14:35～14:45 [第10回通常総会報告]
 - 14:45～15:45 講演「消費者団体訴訟制度これまでの成果～差止請求事例集の解説～」
講師 消費者機構日本 専門委員 弁護士 本間 紀子 氏
 - 15:45～16:45 講演「消費者裁判手続特例法の概要と同法施行に向けた準備」
講師 消費者庁消費者制度課 政策企画専門官 小田 典靖 氏

《正会員(個人・団体)の皆様へ》

○正会員(個人・団体)の皆様には、5月下旬に「消費者機構日本第10回通常総会ならびに総会記念講演会のご案内」を、総会議案書とあわせて別途お送りいたしますので、ご出欠については、そちらの「ご案内」に同封いたします書面にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

3. 株式会社 THINK フィットネス(フィットネスクラブ等運営会社)から会則を是正するとの回答を受領し、合意を締結しました。

○消費者機構日本は、株式会社 THINK フィットネス(東京都江東区)に対して、当該事業者が使用する会員規約にある①会費の不返還条項、②損害賠償免責条項、③諸規則の改定にかかる条項、及び④施設の全部又は一部の閉鎖時及び解散時の会費にかかる条項につき是正を求めておりました。この度、当該事業者から、当機構の申入れを受け入れて会員規約を改定するとの回答が得られたため、合意を締結しました。

詳しくは、http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_140512_01.htmlをご覧ください。

4. 商品先物取引における不招請勧誘禁止緩和に反対する意見を提出

経済産業省・農林水産省では、商品先物取引における不招請勧誘(顧客の要請によらない訪問・電話勧誘)の禁止を緩和する省令案を発表、5月7日までパブリックコメントに付していました。

商品先物取引については、強引な勧誘による消費者被害が多発していました。PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)によれば、全国の消費生活センターに寄せられた商品先物取引に係る苦情相談は、2010年度には3594件に登っていました。そのような事態に対応するため、商品先物取引法が改正され、不招請勧誘禁止規定が導入され2011年1月に施行されました。その結果、2012年度には878件と商品先物取引に関する苦情相談が減少した経緯があります。

この法改正から3年しか経過しておらず、また、減少したとはいえ強引な勧誘による消費者被害が引き続き発生している中、不招請勧誘禁止規制を緩和してしまえば、消費者被害が再び多発することは火を見るより明らかです。今回の案では、70歳未満の者について熟慮期間(7日間)を設ければ不招請勧誘をしても良いことになっていますが、商品先物取引の複雑さから、一定の熟慮期間を設けても、ほとんど無意味です。

このような観点から、当機構としても、今回の案に対し反対の意見を表明しました。（意見書については、当機構のホームページを参照ください。

http://www.coj.gr.jp/iken/topic_140507_01.html

また、本件については、消費者委員会をはじめ、多くの弁護士会や消費者団体からも反対の意見が出されており、今後の帰趨が注目されるところです。

5. 全国の適格消費者団体(11 団体)のホームページ公表情報(4 月 1 日～4 月 30 日分)

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（11 団体）の 4 月 1 日～30 日間のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。



適格消費者団体名	公表情報(4月1日～30日)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月15日：電気通信サービス契約に関し、特定商取引法と同レベルの消費者保護規定を導入するよう要望書を関連する行政機関に提出しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=270 ■4月15日：スポーツクラブNAS(株)へ再申入書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=271 ■4月30日：「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案に対する意見書を提出しました！ http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=272 ■4月30日：厚生労働省医政局総務課にTカードを用いて美容整形医院を利用すると、個人情報を含む利用履歴が共同利用されることについて質問書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=274 ■4月30日：北海道ホームズこと株式会社Nicへ質問書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=275 ■4月30日：(株)北日本システムへ再々申入書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=276
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月18日：金融庁に対し、投資型クラウドファンディングに関する意見を提出しました。 http://www.zenso.or.jp/files/H26ikensho0418.pdf ■4月28日：消費者庁に対し、「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の改正について」に関する意見を提出しました。 http://www.zenso.or.jp/files/H260428%20ikensho%200keihin01.pdf

<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月14日：大東建物管理㈱の回答書、及び申し入れ終了の通知です。 http://cnt.or.jp/information/910.html ■4月23日：ザグランドティアラゲストハウ大垣へ申入れ終了を通知しました。 http://cnt.or.jp/information/929.html ■4月23日：コメント歯科クリニックへ再申入書を送りました。 http://cnt.or.jp/information/924.html ■4月23日：商品先物取引法施行規則改正案に関する意見書を提出しました。 http://cnt.or.jp/archive/931.html
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月16日：総務省に「電気通信事業における利用者保護の適正化を求める意見書」を提出しました。 http://kccn.jp/data/ikensho/20140416ikenshosoumshou.pdf
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月8日：家賃債務保証会社の(株)Casaより、新保証委託契約約款の修正・削除を求めた再申入れについての回答が届きました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000446 ■4月25日：家賃債務保証会社の(株)Casaの使用する保証委託契約書について申入れ活動を終了しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000449 ■4月25日：商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正に関するパブリックコメントについてKC'sは関係省庁へ意見を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000450
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月7日：(株)日本経済新聞社から回答書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/pdf/140404_ans_nikkei.pdf ■4月10日：(株)神戸新聞社から回答書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/pdf/140409_ans_kobe.pdf ■4月11日：(株)朝日新聞社から回答書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/pdf/140410_ans_asahi.pdf ■4月16日：(株)産業経済新聞社から回答書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/pdf/140415_ans_sankei.pdf
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月10日：(株)L I X I L訴訟第6回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/384 ■4月10日：(株)日本セレモニー訴訟第8回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/387
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■4月30日：北九州予備校（学校法人 金澤学園）訴訟は勝訴判決。詳しくは下記から。 http://oita-shohisyanet.jp/topics/20140430_01.html

(宛 先) 消費者機構日本事務局
(FAX) 03-5216-6077
(住 所) 〒102-0085
東京都千代田区六番町 15 プラザエフ6階
(メール) saitou@coj.gr.jp

消費者機構日本第 10 回通常総会・総会記念講演会

総会傍聴・講演会参加申込

会社名・団体名		電 話	
記入者のご氏名		F A X	
所属部署・役職		E - m a i l	
ご連絡先の住所	〒		

<傍聴・参加される方>

ご出席いただける企画の欄に○印をご記入の上、返信くださいますようお願い申し上げます。
上記に記入された方のみが、ご参加の場合でも、確認のためご記入ください。

		第 10 回通常総会 傍聴	記念講演会 参加
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			